

農地付き空き家の購入を検討中の人へ

農地の売買は農業委員会へ相談を

農地を取得する場合(農地付き空き家を含む)は、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要になります。許可に当たっての手続きや要件などについては、**農業委員会事務局(☎22920)**へ問い合わせてください。



農地付き空き家の購入方法

農地付き空き家の購入は、農地の売買を伴うため、手続きに順序があります。次の手順で行ってください。

①物件情報の確認
市ホームページや全国版空き家・空き地バンクから、購入を希望する物件情報を確認してください。

②希望物件の問合せ・購入
希望物件を担当する宅地建物取引業者へ問い合わせ、購入に関する手続きをしてください。

③農業委員会へ申請
物件の売買契約後、農地を譲渡するため、農業委員会へ農地法第3条の許可手続きをしてください。

首都圏からのアクセスが良く、子育て環境も充実しています。移住に関するご相談を承ります。



地域おこし協力隊員 星野 隼人さん

④農地の所有権移転
農業委員会から許可が下りた後に、農地の所有権移転を行います。詳しくは、**市民協働推進課(☎2401)**へ。



▲農地付き空き家の例

「農地付き空き家バンク」6月1日からスタート

市は、農業に興味のある移住者が、移住後に家庭菜園などを始められるように、空き家バンク制度を拡充した「農地付き空き家バンク」を開始します。この制度により、空き家と遊休農地の解消を目指すとともに、一層の移住促進を図ります。詳しくは、**市民協働推進課(☎2401)**へ。

ご利用ください 新規就農相談窓口

市は、新たに農業を始めた人を対象に、関係機関が連携して就農を支援するための「新規就農相談窓口」を開設しています。



相談者が希望する就農形態や営農品目などを聞き取った上で、経営、技術、農地などの課題に応じた専門的な機関と連携して支援を行います。また、就農後も農業経営の改善・発展段階までの一貫した支援を行います。**設置場所** 市役所第二庁舎農政課窓口
詳しくは、**農政課(☎2593)**へ。

空き家を活用した移住者などへの支援事業

市は、移住定住を促進するため、別表のとおり空き家を活用した住宅の支援事業を実施しています。

申請を希望する人は、所定の申請書(市民協働推進課または市ホームページにあります)に必要な書類を添えて、市民協働推進課へ提出してください。

問合せ先 **市民協働推進課(☎2401)**



(別表) 空き家を活用した移住者などへの支援事業

対象	住宅を取得し移住した人	空き家解体跡地に新築住宅を取得した人
要件	次の全てに該当すること ①市内に住宅を新築または購入し、市外から転入した ②①の転入が、市に初めての住民登録か、転出してから1年以上経過後の転入 ③市に住民登録をしてから2年以内および所有権保存(移転)登記した日から1年以内 ④市区町村税を滞納していない	次の全てに該当すること ①解体した空き家の所有者が、申請者本人、申請者の直系親族、3親等以内の親族のいずれか ②①の空き家解体跡地に新築住宅を取得し、転居により居住を開始した ③助成対象者の属する世帯全員が40歳未満 ④市内に2年以上住んでいる ⑤市税を滞納していない
対象住宅	玄関、台所、便所、浴室がある延べ床面積が50㎡以上の住宅	次の全てに該当すること ①玄関、台所、便所、浴室がある延べ床面積50㎡以上の住宅 ②空き家解体工事完了後、3年以内に工事請負契約を締結し、同地番において取得した居住用の新築住宅
助成額	10万円 ※加算額含め最大120万円 ※過疎地域は最大220万円 ※空き家バンク登録物件を取得した場合は、30万円の加算があります	10万円 ※加算額含め最大60万円
ホームページID	3794	9543

「農地付き空き家バンク」開始の背景

市は、平成30年から空き家バンク制度を運用し、移住促進に取り組んできました。これまで多くの移住相談を受ける中で、地方に移住先を求めるに当たって、農業をしながら暮らしたいというニーズもありました。また、これまで新たに農業を始めるには、一定面積以上の農地を取得する必要がありました。令和5年4月の法改正により制限が撤廃され、新規就農がしやすくなりました。

これらのことから、農業に関心のある移住希望者を呼び込み、空き家と遊休農地の同時解消を目的に、「農地付き空き家バンク」制度を開始することとしました。

農地付き空き家登録物件を募集します

空き家と併せて農地の売却を希望する人は、農地付き空き家バンクに登録してください。

登録できる農地の条件

次の全てに当てはまる農地が対象です。

- ①空き家バンクに登録した空き家の所有者と農地の所有者が同じであること
- ②農地の合計面積が2000平方メートル未満であること
- ③空き家に隣接または近接する農地であること(空き家からおおむね100メートル以内の距離)

※その他にも条件があります。市民協働推進課へ問い合わせてください。


「登録手続きの手順」

- ①次の書類を市民協働推進課へ提出してください
- ▽空き家バンク登録(更新)申請書
- ▽空き家バンク登録カード

※書類は、市民協働推進課または市ホームページにあります

※その他にも提出書類が必要な場合があります。市民協働推進課へ問い合わせください。

②市が所有者と宅地建物取引業者立ち会いの下、現地を確認します



▲市ホームページはこちら

「空き家バンク」とは

空き家バンクは、賃貸や売却を希望する物件の情報を、市ホームページと全国版空き家バンクで公開し、空き家の利用を希望する人に紹介する制度です。空き家を放置すると、数年で劣化し、管理が大変になります。利用予定のない空き家を、次に住みたいと思っている人へ託してみませんか。

▲空き家バンク登録物件

